

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記のとおり提案書の提出を招請します。

令和6年4月1日

館林市長 多田善宏

記

1 業務概要

(1) 業務名

館林市窓口業務支援システム導入業務委託

(2) 業務目的

デジタル技術の活用により、全ての市民・来庁者にとって簡単・便利・親切な窓口サービスを提供し、及び自治体窓口が抱える課題の解決を図るため、「窓口業務支援システム」（以下「本システム」という。）の導入を行い、本システムを活用しつつ、令和6年度に実施予定のオンライン電子申請のリニューアル及び市庁舎1階のフロアリニューアル事業を組み合わせることで、「書かない」・「待たない」・「迷わない」・「行かない」を合わせた「4ない窓口」を実現することを目的とする。

2 業務期間（予定）

契約締結日から令和6年12月18日（水）まで

※本稼働日は、令和6年12月1日（日）を予定

3 参加資格

本件プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 関東甲信越地域に本店、支店又は営業所があること(支店又は営業所にあつては、ぐんま電子入札共同システムの委任先であること)。
- (2) 提案システムが、本市と同規模以上の人口(7.5万人)の自治体窓口業務におけるシステムの導入実績及び稼働実績を有していること。
- (3) ISO27001(ISMS)、ISO27017(クラウドサービスセキュリティ)又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)のいずれかを取得していること。
- (4) プロポーザル方式により契約しようとする業種である役務等の提供(情報処理)において、館林市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市への入札参加制限を受けていない者であること。
- (6) 公募又は指名の日から候補者を特定するまでの間において、館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成19年館林市告示第93号)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く)。
- (8) 館林市暴力団排除条例(平成24年館林市条例第18号)に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

#### 4 参加申込手続

- (1) 受付期間 令和6年4月1日(月)から同月15日(月)午後5時まで
- (2) 提出先 館林市政策企画部企画課デジタル戦略係
- (3) 提出方法 持参又は郵送(必着)

#### 5 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月24日(金)午後5時まで

(2) 提出先 館林市政策企画部企画課デジタル戦略係

(3) 提出方法 持参又は郵送（必着）

## 6 その他

(1) 本プロポーザルで用いる言語は日本語、通貨は日本円、範囲は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) 企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要した費用は、全て参加申請者の負担とする。

(3) 詳細は、プロポーザル実施要領によるものとする。